

告 示

埼玉県告示第百一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘三丁目二千八百四十三番地一 永瀬 一郎

二 取消年月日

令和四年二月三日